

# 武蔵村山市重症心身障害児（者）等 在宅レスパイト・就労等支援事業のご案内

## 概 要

在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）等に対し、武蔵村山市と委託契約をした訪問看護事業所の看護師又は准看護師がご自宅へ出向き、一定時間、家族の代わりに医療的ケアを伴う見守りを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）及び就労等の支援を図ります。

なお、家族が就労活動のために、ハローワークへ行ったり、採用面接を受けたり、あるいは、自宅でテレワークなどをされたりといった、就労を目的としてご利用いただくことも可能です。どうぞご利用ください。

(1) 訪問時間数は年間288時間が上限です。

\*年度途中で登録決定された場合、決定月から残りの月数を数え、その残月×288時間÷12月が利用可能時間数  
(例えば、7月決定の場合…9か月×288時間÷12月=216時間)

(2) 1回につき、2時間から4時間まで30分単位で利用できます。

## 対 象 者

次のいずれにも該当するかたを介護する家族等

- (1) 市内に住所を有し、家族等による介護を受け在宅で生活しているかた
- (2) 医療的ケアを必要とし、主治医の指示のもと、現に訪問看護を利用しているかた
- (3) 次のいずれかに該当するかた

ア 重症心身障害児（者）

イ 重症心身障害児に該当しない18歳未満の障害児

※重症心身障害児（者）等とは、身体障害者手帳1級又は2級（自ら歩行することができない程度の肢体不自由に限る。）に該当し、かつ、愛の手帳1・2度に該当するかたであって、18歳に達する前にその状態になったかたをいいます。

## 利用者負担額

| 障害児（者）の属する世帯の収入状況                 | 利用者負担額単価（1回当たりの時間数） |        |        |        |        |
|-----------------------------------|---------------------|--------|--------|--------|--------|
|                                   | 2時間                 | 2時間30分 | 3時間    | 3時間30分 | 4時間    |
| 生活保護受給世帯                          | 0円                  | 0円     | 0円     | 0円     | 0円     |
| 市民税非課税世帯                          | 0円                  | 0円     | 0円     | 0円     | 0円     |
| 障害児（18歳未満）の属する市町村民税所得割額が28万円未満の世帯 | 180円                | 220円   | 270円   | 310円   | 360円   |
| 障害者（18歳以上）の属する市町村民税所得割額が16万円未満の世帯 | 370円                | 460円   | 550円   | 640円   | 740円   |
| 上記以外の世帯                           | 1,500円              | 1,880円 | 2,200円 | 2,630円 | 3,000円 |

備考 障害児（者）の属する世帯の収入状況の範囲は、障害児（18歳未満）の場合、障害児及びその兄と同一世帯に属する者の合算とし、障害者（18歳以上）の場合はその者及びその配偶者の合算とする。